

松山市

全国版 空き家 バンク

あなたの空き家を売りませんか？
貸しませんか？

■ 空き家バンクとは

インターネットを通して、空き家などを売りたい・貸したい所有者などと、利用希望者とのマッチングを行うサイトです。

■ 登録できる空き家

本市にあり、個人または法人が所有し、使用していない（近日中に使用しなくなるものを含む）建物（住宅、店舗、事務所、倉庫に限る）とその敷地
（※空き地は対象外）

■ 登録申込窓口 及び お問合せ先

【窓口】 松山市役所 住宅課（本館7階）

【お問合せ】

TEL : 089-948-6787

Email : juutaku@city.matsuyama.ehime.jp

登録無料

■ 登録に必要な書類

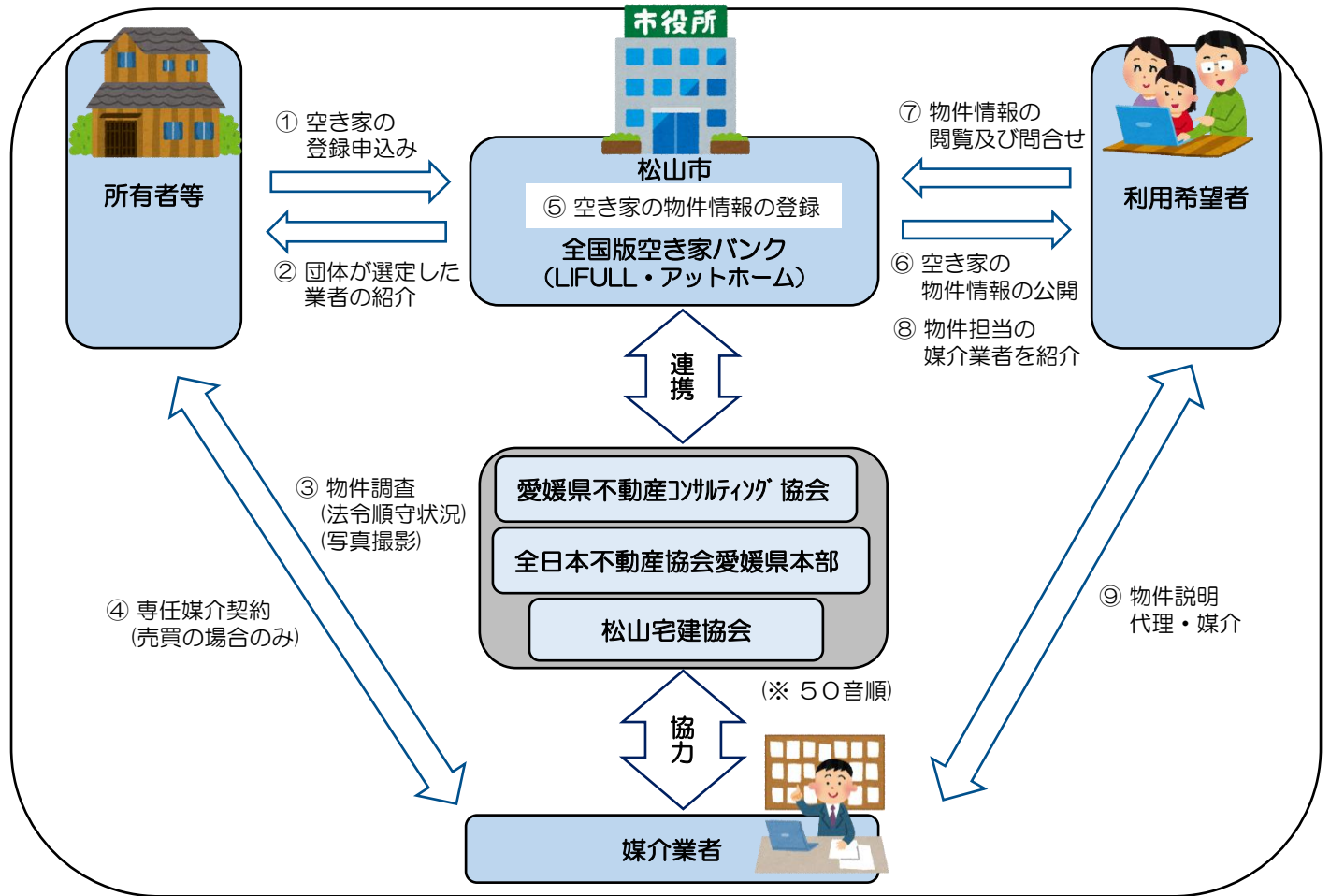
- 空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 空き家バンク登録カード（様式第3号）
- 空き家等の写真（内外観）
- 空き家等の位置図
- 空き家等の間取り図
- 専任媒介契約書の写し（登録前に締結している場合のみ提出）
- 登記事項証明書 または 固定資産税課税台帳記載事項証明書（土地・建物 ※コピー不可）

■ 協力団体

- 特定非営利活動法人 愛媛県不動産コンサルティング協会
- 公益社団法人 全日本不動産協会愛媛県本部
- 一般社団法人 松山宅建協会

（※50音順）

■ 空き家バンクの流れ



■ 空き家に関する支援制度



● わが家のリフォーム応援事業

【補助対象住宅】 松山市内にあり自らが所有する、以下のいずれかを満たす住宅

- ・昭和56年6月1日以降に着工され、築10年以上経過した住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、耐震性を証明できる住宅

【補助対象工事】 合計50万円（税抜）以上の一般的なリフォーム工事

※一般的なリフォーム工事（外装、内装、設備、増改築工事等）

【補助金額】

- ・「補助対象工事費」×10% = 基本額
- ・基本額（上限20万円）+ 加算額（各10万円） = 補助金額

【加算種類】 ①移住者、②空き家バンク、③高齢者世帯、④子育て世帯



● 移住者住宅改修支援事業

市内への移住を希望している方が、空き家バンクに登録された市内にある空き家を購入又は賃貸する場合、住宅改修や家財道具の搬出といった「住まいの確保」に要する経費に対する補助を行っています。



【補助金額】 補助対象経費の3分の2

【補助限度額】（子育て世帯）400万円、（働き手世帯）200万円、（家財道具の搬出）20万円